

平成 25 年 6 月 17 日

株式会社中山製鋼所と三星商事株式会社との株式交換に関する事前開示事項（変更）

株式会社中山製鋼所
代表取締役 藤 井 博 務

当社は、平成25年7月9日を効力発生日とし、当社を株式交換完全親株式会社、三星商事株式会社（本店所在地：大阪市西区川口三丁目1番20号）（以下、「三星商事」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換に関して、平成25年6月3日付で、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条の規定に基づき備え置いた書面の記載事項のうち、「5. 三星商事の最終事業年度に係る計算書類等に関する事項」を下記のとおり変更いたします。

なお、当該変更は、平成25年6月17日開催の三星商事の定時株主総会において、平成25年3月期に係る計算書類等が承認されたため、平成25年3月期が三星商事の最終事業年度となったことに伴うものです。

記

5. 三星商事の最終事業年度に係る計算書類等に関する事項

別紙をご参照ください。

以上

第68期 事業報告

〔 自 平成 24 年 4 月 1 日 〕
〔 至 平成 25 年 3 月 31 日 〕

1. 事業の概況

(1) 事業の経過および成果

平成24年度の我が国経済は、東日本大震災の復興需要等により、一部に緩やかな回復に向けた動きが見られましたが、夏以降、世界経済の減速を背景として輸出や生産が減少するなど、景気は弱い動きとなり、厳しい状況となりました。こうしたなか、昨年末の政権交代後、政府は、経済政策等を発表し、極端な円高修正や株価上昇など一部に景気回復の兆しが見られ、世界経済においても緩やかな持ち直しが期待され、我が国経済も緩やかに回復していくと見込まれています。

このような状況の下、当社は、東日本大震災復興需要の獲得、昨年4月に発生した爆弾低気圧による災害特需対応に努めてまいりました。その結果、当社の平成24年度売上高は、207億50百万円と前事業年度比△9億45百万円の減収となりましたが、経常利益442百万円(前事業年度比+83百万円)、当期純利益2億75百万円(前事業年度比+1億17百万円)と増益となりました。

商品別売上高は以下のとおりであります。

(百万円)

| 商品名 | 平成23年度 | 平成24年度 | 比較 | |
|------|--------|--------|---------|---------|
| 鋼材 | 10,159 | 8,657 | △ 1,502 | △ 14.8% |
| 亜鉛鉄板 | 1,805 | 2,054 | + 249 | + 13.8% |
| 線材製品 | 4,561 | 4,660 | + 99 | + 2.2% |
| 建材製品 | 5,168 | 5,378 | + 210 | + 4.1% |
| 合計 | 21,696 | 20,750 | △ 945 | △ 4.4% |

なお、当期の利益配当金につきましては、日頃の株主の皆様のご支援にお応えするため、1株当たり10円とさせていただきたいと存じます。

(2) 次期の見通しについて

今後の見通しにつきましては、世界経済の回復が期待されるなか、緊急経済対策の推進や日銀による大胆な金融緩和の効果が我が国経済の成長率を押し上げ、消費税引き上げ前の需要増加等により、個人消費や住宅投資等の民需が拡大し、景気が回復していくと期待されます。

こうした見通しの下、当社は、お客様のニーズに応えられるべく体制をなお一層強化し、収益力のアップに努めてまいります。株主の皆様には、今後とも格別のご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(3) 業績および財産の状況の推移

| 区 分 | 第 6 5 期 平成21年度 | 第 6 6 期 平成22年度 | 第 6 7 期 平成23年度 | 第 6 8 期 平成24年度 |
|--------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 売上高 (百万円) | 20,225 | 21,228 | 21,696 | 20,750 |
| 経常利益 (百万円) | 309 | 344 | 358 | 442 |
| 当期利益 (百万円) | 171 | 104 | 158 | 275 |
| 1株当り当期利益 (円) | 185.90 | 114.09 | 171.97 | 299.64 |
| 総資産 (百万円) | 9,966 | 11,075 | 10,960 | 10,698 |
| 純資産 (百万円) | 2,610 | 2,699 | 2,847 | 3,113 |

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 会社の概況(平成25年 3月31日現在)

(1) 主要な事業内容 下記製品の販売を行っております。

| 製品区分 | 主 要 製 品 |
|------|------------------------------------|
| 鋼 材 | C形鋼・丸棒・鋼板・縞板・形鋼・鋼管・エキスパンド・線材ロット・帯鋼 |
| 亜鉛鉄板 | 平板・波板・カラー平板・カラー浪板・ガルバニウム浪板・プリント鋼板 |
| 線材製品 | 丸釘・特殊釘・ナマシ・番線・針金・有刺鉄線・ワイヤーメッシュ |
| 建材製品 | 塩ビ製品・建築資材・土木資材・ボルト類・器物・他 |

(2) 営業所(24ヶ所)

札幌・苫小牧・函館・盛岡・石巻・関東(千葉市)・上田・甲府・浜松・北陸(石川県能美市)・愛知(小牧市)・京都・三重(津市)・大阪(東大阪市)・玉船(大阪市西区)・兵庫(姫路市)・岡山・広島・山口・香川(丸亀市)・松山(東温市)・北九州・大分・熊本(熊本県益城町)

(3) 子会社の状況

| 会 社 名 | 資 本 金 | 所 在 地 | 主 要 業 務 内 容 |
|---------------|-------|--------|-------------|
| エヒメシャーリング株式会社 | 100万円 | 愛媛県松前町 | 鉄鋼シャーリング |
| 株式会社サンマルコ | 200万円 | 島根県大田市 | 土木建築資材卸売 |

(4) 株式の状況

- ① 会社が発行する株式の総数 3,680,000 株
- ② 発行済株式の総数 920,000 株
- ③ 株主数 14 名
- ④ 大株主

| | 持株数 | 議決権比率 |
|------------|-------|--------|
| 株式会社中山製鋼所 | 359千株 | 39.02% |
| 中山三星建材株式会社 | 250千株 | 27.17% |
| 尼崎製罐株式会社 | 120千株 | 13.04% |
| 中山恒産有限会社 | 40千株 | 4.38% |

(注) 持株数は千株未満を、議決権比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(5) 借入先

| 借 入 先 | 借 入 額 |
|--------------|---------|
| 株式会社福岡銀行 | 676 百万円 |
| 株式会社みずほ銀行 | 460 百万円 |
| 株式会社伊予銀行 | 363 百万円 |
| 株式会社南都銀行 | 205 百万円 |
| 株式会社商工組合中央金庫 | 37 百万円 |

- (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- (2) 借入先の当社への出資はありません。

(6) 従業員の状況

| 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|------|--------|-------|--------|
| 165名 | 10名増 | 39.1歳 | 10.6年 |

(7) 取締役および監査役

| 地位 | 氏名 | 担当または主な職業 |
|---------|-------|-------------------------|
| 代表取締役社長 | 前川 宗里 | |
| 常務取締役 | 林 克己 | 総括 |
| 取締役 | 山内 常佳 | 業務管理担当 |
| 取締役 | 西野 義和 | 営業担当 |
| 取締役 | 内藤 伸彦 | 株式会社中山製鋼所 営業部担当部長 (非常勤) |
| 監査役 | 堀井 雅 | |

3. 会社の体制および方針

取締役の業務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制

① 取締役および従業員の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制に係る規定を遵守し、当社の役員および従業員が法令および社会通念等を遵守した行動をとるための「三星商事役職員行動規範」(平成20年1月1日制定)を周知徹底させるとともに「三星商事倫理ホットライン(内部通報制度)」と倫理委員会を活用する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書その他の情報につき、当社の社内規程に従い適切に保存および管理を行なう。

③ 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

(イ) コンプライアンス、災害、品質、情報セキュリティおよび取引管理等に係るリスクについては、それぞれの対応部署にて必要に応じて規定・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配付等を行う。

(ロ) 新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は、速やかに対応責任者となる取締役を定め、対応を図る。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

取締役会は、取締役の業務管掌に基づき業務の執行を行わせる。その決議は、社内規程または手続により必要な決定を行う。

⑤ 当社ならびに親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(イ) 当社の社内規程に従い、円滑な情報交換を図り、適切な経営管理を行う。

(ロ) 「中山製鋼所と関連会社との業務連携規程」を遵守し、適正な経営管理を行う。

(ハ) 子会社と定期的な情報交換を図り、適切な経営管理を行う。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

現在監査役の職務を補助する従業員を置いていないが監査役から求められた場合には、監査役と協議のうえ、監査役を補助すべき従業員を指名する。

⑦ 監査役を補助する従業員の取締役からの独立性に関する事項

指名された従業員に関する人事異動、組織変更等は監査役の意見を聞くものとする。

⑧ 取締役および従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役および従業員は、下記の事項について随時監査役に報告する。

- (イ) 経営の状況、事業の遂行状況、財務状況
- (ロ) 重要な会議などの決議事項
- (ハ) 当社に著しい損害を及ぼす事実
- (ニ) 重大な法令・定款違反
- (ホ) 内部監査の実施状況およびリスク管理に関する重要な事項
- (ヘ) 内部通報制度の状況

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (イ) 監査役は代表取締役社長と意見交換会を開催する。
- (ロ) 監査役は必要に応じて業務執行取締役等と面談をする。

貸借対照表

〔平成25年3月31日現在〕

(単位:千円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|-----------|------------|--------------|------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 8,377,915 | 流動負債 | 7,035,487 |
| 現金・預金 | 1,262,582 | 支払手形 | 2,360,691 |
| 受取手形 | 1,526,651 | 買掛金 | 3,010,877 |
| 売掛金 | 2,977,345 | 短期借入金 | 1,100,000 |
| 未収金 | 215,681 | 1年以内返済の長期借入金 | 234,964 |
| 短期貸付金 | 1,301 | リース債務 | 43,814 |
| 商品 | 2,383,837 | 未払金 | 76,430 |
| その他流動資産 | 3,883 | 未払法人税等 | 110,449 |
| 繰延税金資産 | 54,881 | 未払消費税等 | 13,058 |
| 貸倒引当金 | △ 48,247 | 預り金 | 13,601 |
| 固定資産 | 2,320,222 | 賞与引当金 | 57,120 |
| 有形固定資産 | 2,052,773 | その他流動負債 | 14,478 |
| 建物 | 412,464 | 固定負債 | 549,574 |
| 構築物 | 15,855 | 長期借入金 | 407,547 |
| 機械装置 | 13,297 | リース債務 | 120,082 |
| 車両運搬具 | 202 | 退職給付引当金 | 16,244 |
| 器具及備品 | 7,499 | 役員退職慰労引当金 | 2,700 |
| リース資産 | 156,093 | 長期保証金 | 3,000 |
| 土地 | 1,447,360 | 負債合計 | 7,585,061 |
| 無形固定資産 | 38,294 | (純資産の部) | |
| 電話加入権 | 9,423 | 株主資本 | |
| プログラム開発費 | 28,718 | 資本金 | 46,000 |
| その他無形固定資産 | 153 | 利益剰余金 | 3,066,860 |
| 投資その他の資産 | 229,154 | 利益準備金 | 11,500 |
| 投資有価証券 | 64,703 | その他利益剰余金 | 3,055,360 |
| 関係会社株式 | 30,000 | 別途積立金 | 2,150,000 |
| 差入保証金 | 69,005 | 当期未処分利益 | 905,360 |
| 会員権 | 11,093 | 投資有価証券評価差額金 | 215 |
| 保険積立金 | 31,916 | 純資産合計 | 3,113,076 |
| 長期貸付金 | 1,888 | 負債および純資産合計 | 10,698,137 |
| その他の資産 | 33,301 | | |
| 繰延税金資産 | 25,107 | | |
| 貸倒引当金 | △ 37,861 | | |
| 資産合計 | 10,698,137 | | |

損益計算書

〔 自 平成 24 年 4 月 1 日
至 平成 25 年 3 月 31 日 〕

(単位:千円)

| 科 目 | 金 | 額 |
|-----------------------|---------|------------|
| 売 上 高 | | 20,750,799 |
| 売 上 原 価 | | 17,961,652 |
| 売 上 総 利 益 | | 2,789,147 |
| 販 売 費 及 一 般 管 理 費 | | 2,363,000 |
| 営 業 利 益 | | 426,146 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 受 取 利 息 | 2,904 | |
| 配 当 金 | 2,385 | |
| そ の 他 の 収 益 | 52,038 | 57,327 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 支 払 利 息 | 27,915 | |
| 手 形 売 却 損 | 10,299 | |
| そ の 他 の 費 用 | 3,195 | 41,410 |
| 経 常 利 益 | | 442,064 |
| 特 別 利 益 | | |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益 | 14,913 | 14,913 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | | 456,977 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 182,575 | |
| 法 人 税 等 調 整 額 | △ 1,271 | |
| 当 期 純 利 益 | | 275,673 |

株主資本等変動計算書

[自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日]

(単位:千円)

| | 株主資本 | | | | 評価・換算 差額等 | 純資産合計 |
|-----------------------|--------|--------|--------------|-----------|----------------------|-----------|
| | 資本金 | 利益準備金 | その他 利益剰余金 | 株主資本合計 | その他 有価証券 評価差額金 | |
| 当期首残高 | 46,000 | 11,500 | 2,788,886 | 2,846,386 | 820 | 2,847,206 |
| 当期中の変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △ 9,200 | △ 9,200 | | △ 9,200 |
| 当期純利益 | | | 275,673 | 275,673 | | 275,673 |
| 株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額) | | | | | △ 604 | △ 604 |
| 当期中の変動額合計 | 0 | 0 | 266,473 | 266,473 | △ 604 | 265,869 |
| 当期末残高 | 46,000 | 11,500 | 3,055,360 | 3,112,860 | 215 | 3,113,076 |

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準および評価方法
 - (1)子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法によっております。
 - (2)其他有価証券
 - 市場価格のあるもの … 決算日の市場価格に基づく時価法によっております。
(評価差額は、全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております)
 - 市場価格のないもの … 移動平均法による原価法によっております。
2. 棚卸資産の評価基準および評価方法は、移動平均法による原価法を採用しております。
なお、収益性が低下した棚卸資産については、帳簿価額を切下げております。
3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1)有形固定資産(リース資産を除く)
 - ① 平成19年3月31日以前に取得したもの
主として旧定率法によっております。ただし、建物については、旧定額法を採用しております。
 - ② 平成19年4月1日以後に取得したもの
主として定率法によっております。ただし、建物については、定額法を採用しております。
 - (2)無形固定資産
定額法を採用しております。
4. 引当金の計上基準
 - (1)貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については法人税法の規定による債権額の一定割合を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2)賞与引当金
従業員の賞与の支払いに備えるため、賞与支給見込額のうち、当期負担額を計上しております。
 - (3)退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
 - (3)役員退職慰労引当金
役員への退職慰労金の支払に備えるため内規を基礎として算定された当会計年度末の要支給額を計上しております。
5. リース取引の処理方法
 - (1) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引の内、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
6. 消費税等の会計処理方法
消費税等の会計処理は税抜き方式によっております。

II 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1)当事業年度の末日における発行済株式の数 普通株式 920,000 株
- (2)当事業年度末における自己株式の数 該当事項はありません
- (3)当該事業年度中に行った剰余金の配当

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 | 1株あたりの配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|------------------------|-------|---------|-----------|------------|------------|
| 平成24年6月22日 定時株主総会決議 | 普通株式 | 9,200千円 | 10円 | 平成24年3月31日 | 平成24年6月23日 |

- (4)基準日が当該事業年度に属する配当のうち、配当の効力が翌事業年度となるもの

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 | 1株あたりの配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|------------------------|-------|---------|-----------|------------|------------|
| 平成25年6月17日 定時株主総会決議 | 普通株式 | 9,200千円 | 10円 | 平成25年3月31日 | 平成25年6月18日 |

監 査 報 告 書

私、監査役は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第68期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

私、監査役は、取締役および使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役および使用人等から、その構築および運用について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表)およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告書等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認められ、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

計算書類およびその附属明細書は、会社の財産および損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

平成25年5月16日

三星商事株式会社

監査役 堀 井 雅

印